# 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(埼玉県)

- 1 期間 平成27年度 第3四半期(10~12月)
- 2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)			
出荷	出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品							
	野菜類	3 3		1 1 1	3 8			
	果実類	4	出荷時期に 合わせて実施	8	8			
	きのこ・山菜類	8		5 4	1 5			
	畜産物	_	_	_	_			
	野生鳥獣肉	2	採捕状況に 合わせて実施	1 8	4			
	乳	1	四半期ごと	3	3 クーラーステーション			
	穀類	4	出荷時期に 合わせて実施	3 4	2 2			
	海産魚種	_	_	_	_			
	内水面魚種	3	採捕状況に 合わせて実施	1 0	利根川水系 荒川水系			
	その他(茶)	_	_	_	_			
	小計	5 5	_	2 3 8	_			
市場	た流通している食品							
	生鮮品又は加工品	9以上	月1~3回	2 7				
	計	6 4 以上	_	265	_			

<sup>※</sup> 牛肉については、と畜場で全頭検査を実施する。

# (1) (各自治体が実施した調査で) 基準値を超える放射性セシウムが検出された品目

	検査対象品目	検査基準数	検査対象市町村	10~12月 検体数	備考
		その他 3検体	滑川町	0	
			秩父市	0	
			横瀬町	1	
			皆野町	0	
			長瀞町	1	
			小鹿野町	1	
			飯能市	1	
			東松山市	0	fr
	・原木しいたけ(露地栽培)	その他	日高市	1	第1·3·4四半期 実施
			蓮田市	0	大池
		各1検体	越生町	1	
				0	
			小川町		
			嵐山町	0	
			鳩山町	0	
			ときがわ町	0	
			東秩父村	1	
			神川町	0	
	・原木むきたけ(露地栽培)	その他 1 検体	鳩山町	1	
			秩父市	2	
			鳩山町	3	
		M	ときがわ町	3	
	<ul><li>野生きのこ類</li></ul>	その他	横瀬町	2	
	・野工6000機	各3検体	皆野町	3	
ア きのこ			小鹿野町	3	
•			長瀞町	2	
山菜類等			さいたま市	0	
			熊谷市	0	
			秩父市	0	
			所沢市	0	
			本庄市	0	
			春日部市	0	
	・たけのこ(もうそうちく)		羽生市	0	
			和光市	0	
			桶川市	0	
			久喜市	0	
			鶴ヶ島市	0	
			吉川市	0	
		その他	吉見町	0	
		COJIE	鳩山町	0	
		各1検体		0	
		_	杉戸町	0	
	+ H n = (++*/-)		秩父市	0	
	・たけのこ(まだけ)		鳩山町	0	
			東秩父村	0	
	・たらのめ		秩父市	Ο	
	・ふき		神川町	0	
	・ふきのとう		越生町	0	
	1,51,50,50,50				
			秩父市	0	
	・わらび		越生町	0	
			滑川町	0	
		その他	東秩父村 秩父市、飯能市、	0	
イ野生鳥獣	・イノシシ	各1 検体	本庄市、ときがわ町	9	
の肉類 埼玉県 基準値超過	・シカ	基準値の 1/2超過あり 各3検体	秩父市	5	通年実施
整準値超週 あり(◎)		その他 各1 検体	飯能市、本庄市、	4	
ウ 穀類 豆類	・大豆	基準値の1/2誌	<b>2</b> 過ないため対象外	_	

## (2) (各自治体が実施した調査で) 基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目

検査対象品目		検査基準数	検査対象市町村	10~12月 検体数	備考	
アー果実類	・ユズ、クリ	基準値の1/2超過ないため対象外		_		
		基準値の 1/2超過あり 3検体	越谷市	0		
			秩父市	0		
			横瀬町	0		
			皆野町	1		
			長瀞町	1		
			小鹿野町	1		
イ きのこ	・原木しいたけ(施設栽培)	その他 各 1 検体	川越市	0		
· 山菜類等			熊谷市	0		
			深谷市	0	等4 O 4 m 平相	
			所沢市	0	第1·3·4四半期 実施	
埼玉県 基準値の			飯能市	1		
1/2超過			本庄市	0		
あり(O)			入間市	0		
			日高市	0		
			毛呂山町	1		
			鳩山町	1		
			滑川町	1		
			ときがわ町	1		
			東秩父村	1		
			美里町	1		
			寄居町	0		10
ウ 野生鳥獣 の肉類	・カルガモ、キジの肉	基準値の1/2超	過ないため対象外	_		
工 穀類	・米、そば	基準値の1/2超過ないため対象外		_		
オ はちみつ	・はちみつ	基準値の1/2超過ないため対象外		_		

# (3) 飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目

検査対象品目	検査基準数	検査対象市町村	10~12月 検体数	備考
ア乳	埼玉県は対象外		_	
イ 牛肉			_	

## (4) 水産物(基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目)

検査対象品目		検査基準数	検査対象市町村	10~12月 検体数	備考	
ア	海産魚種	・ヒラメ、カレイ類、アイナメ、 メバル・ソイ・カサゴ類、サメ・ エイ類、クロダイ、スズキ	埼玉県は	は対象外		
1	内水面魚種	・ワカサギ、イワナ・ヤマメ・ マス類、ウグイ・フナ類・コイ・ モツゴ、ウナギ、アユ、 アメリカナマズ、スジエビ	基準値の1/2超過ないため対象外		_	

#### (5) 計画策定の際に考慮する品目

	検 査 対 象 品 目	10~12月 検体数	備考	
İ	・非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ、シュンギク等)	25		
	・結球性葉菜類(キャベツ、ハクサイ等)	18		
	・花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー)	6		
	・ネギ属野菜類(ネギ、コネギ)	9		
野菜類	・ウリ科の果菜類(キュウリ)	2	通年実施	
	・ナス科の果菜類(トマト、ナス)	0		
	<ul><li>・未成熟豆類(エダマメ)</li></ul>	1		
	・根菜類(ダイコン、カブ、ニンジン、サトイモ等)	43		
	・その他(イチゴ等)	7		11
	•*	5	第2·3四半期 実施	
穀類	・麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)	0	第2四半期 実施	
	・雑穀類(ダイズ、ソバ、エゴマ)	29		34
果樹類	・カキ、ミカン、ユズ、キウイフルーツ	8	通年実施	
茶	• 茶	0	第1四半期 実施	
きのこ類	・原木なめこ、原木くりたけ、原木まいたけ、原木ひらたけ	18		
<b>畜</b> 産物	• 原乳	3	四半期ごと実施	
	• 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵	0	第2四半期実施	
水産物 (内水面魚種)	・フナ、コイ、ウナギ	10		

184

## (6) 市場において流通している品目 (保健医療部食品安全課調査)

検査対象品目	品 目	10~12月 検体数	備考
ア.海産物	ア.海産物 東日本産の魚介類		
イ.農産物等	東日本産の野菜、果実	10	
ウ.畜産物	牛乳、食肉	12	
工.乳児用食品	粉ミルク	0	第1·2四半期
才.加工食品	一般食品	0	実施

27

※ 牛肉については、上記の他、県及びさいたま市が管轄すると畜場に出荷された牛の全頭検査を実施する。

<sup>※</sup> 放射性物質の農産物等への影響調査は、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を踏まえた「地方自治体における検査計画」に基づき、実施する。